

介護職種の技能実習生の日本語要件 (骨太方針に基づく対応)

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)【抄】

4. 新たな外国人材の受入れ

(2) 従来の外国人材受入れの更なる促進

また、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組み……について検討を進める。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づく対応

- EPAの滞在期間延長を参考に、入国1年後の技能実習評価試験に合格した実習生について、以下の条件を満たす場合は、当分の間、日本語能力N4であっても、2号修了時(入国後3年間)まで在留を可能とする(※)。
 - ① 介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。
 - ② 技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。

(※) 現行は、入国2年目は日本語能力試験「N3」程度が要件とされている。